

令和8年度「ひょうご子ども・若者応援団」 インターネット等（親子）学習会特別助成事業 手続き要領

令和7年11月28日改訂

I. 申請にあたって

I-1 手続き

(1) 要件等

- ①申請できる団体等は、募集要綱「2助成対象団体」とする。
- ②助成事業の要件は、募集要綱「3助成対象事業」とする。

(2) 申請手続き

学習会実施に当たり助成を申請しようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）を学習会実施の原則1か月前までに提出するものとする。

(3) 申請書等につきまして、兵庫県青少年本部ホームページ『活動への支援を受けたい』⇒『①ひょうご子ども・若者応援団』→『③応援団助成事業 インターネット等（親子）学習会』のページからダウンロードしてください。

I-2 支援の対象経費

対象経費：講師謝金及び旅費、並びに会場使用料
※対象経費以外の経費については、申請不可とする。

I-3 助成の決定、通知

青少年本部が申請書類の内容を審査の上、事業内容が適当と認められるものについて先着順に決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

なお、通知後の助成金額の増額変更は認めない。

II. 実施にあたって

II-1 チラシ等の広報物およびのぼりの掲示について

(1) チラシ等の広報物について

チラシ等広報物を作成する際、必ず、兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」の助成事業であることを明記してください。その際、決定時にメールにてお渡しします、ロゴマーク（サイズは任意）を利用してください。

(2) のぼりの掲示について

助成金の広報の一環として「のぼり」を作成しておりますので、事業実施時の受付の机上等に置いていただくなどPRをよろしく願います。また、実績報告書の写真の1枚として必ず添付してください。



可能な範囲でお願いします

II-2 助成決定後の変更、中止又は廃止の申請・承認手続き

(1) 当該助成金の交付決定を受けた団体等は、次に掲げる変更等を行おうとする場合は、事業実施予定日前までに各申請書を提出すること。

- ① 学習会の内容変更：助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）
※ただし軽微な変更（開催日程、開催場所等の変更）を除く。
- ② 学習会の中止または廃止：助成金交付決定学習会中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(2) 上記の申請を承認すべきものと認められたときは、申請者に通知する。

- ① 学習会の内容変更：助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）
- ② 学習会の中止または廃止：助成金交付決定学習会中止（廃止）承認通知書（様式第6号）

III. 事業終了後の報告にあたって

III-1 事業実績報告の内容、提出期限

(1) 事業実績報告書の内容

- ① 助成事業実績報告書（様式第7号）
- ② 事業内容がわかるチラシ、プログラムなど作成した印刷物
- ③ 事業記録としての写真（データで3枚程度）
※ 公表（HPや「ひょうご子ども・若者応援団」通信（年2回発行）等にて掲載）の可否について、記入をすることとし、公表可の場合、青少年本部は団体等の了承を得ることなく団体等から提供された写真を活用できるものとする。
※ 電子メールの受信容量に制限があるため、写真データを数回に分けるか、圧縮ファイルにて送付すること。（最大30MBまで）
- ④ 事業経費にかかる領収書等写しの証拠書類

収支実績書（別紙3）の支出の部に計上した各費目の実績額（対象経費合計）に関する**全ての領収書等写し（領収書、レシート、払込書等の写し）**を添付すること。

添付していただく領収書等写しは、費目ごとにまとめて、実績報告書とともに領収書台紙に貼り付けて提出すること。

領収書等の原本を送付いただいた際は、返却しませんので、注意すること。

【領収書の例】

謝金・旅費については、支払った相手方の署名又は押印のある領収書の写し
<外部講師謝金> ※内部スタッフによる講師謝金は対象外

領収書	
(団体名又は代表者名) 様	
¥ 15,000-	
但し ○○イベント講師謝金(3回分)として	
令和○年○月○日	
(講師住所)	
(講師氏名)	

署名又は押印

<交通費> ※一般参加者の交通費は対象外

領収書	
(団体名又は代表者名) 様	
¥ 1,800-	
但し 交通費として	JR○○駅～△△駅 往復 ¥1,000
	バス□□駅～◎◎公園 往復 ¥800
令和○年○月○日	
(講師・スタッフ住所)	
(講師・スタッフ氏名)	

※謝金・交通費・会場費以外の経費が発生した場合、提出する必要はありません。

⑤ 助成金請求書(様式第8号)

(2) 提出期限

事業の完了後30日以内とする。ただし、令和9年3月31日まで事業を実施する場合でも、令和9年4月13日まで(厳守)に電子メール(word形式)にて兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」あてに提出すること。(必着。郵送、持参も可)

なお、事業完了後特別な理由がなく、上記期限までに実績報告書を提出されない場合には、助成金を取消す場合がありますので厳守して下さい。報告が遅れる場合には必ず青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」担当者まで連絡をすること。

III-2 支払の手続き

事業実績報告書を審査し、適正と認めるときは、提出された助成金請求書(様式第8号)に基づいて申し出の銀行口座等に振込等により助成金額を支払う。

III-3 提出先（問合せ先）

申請手続きのほか、実績報告書や請求に関するお問合せや書類の提出は、原則として電子メールで提出すること。（電話でのお問合せ、書類の郵送・持参も可）

申請事務の簡素化のため、提出書類への押印を廃止しましたので、各書類は電子メールでの提出が可能。

公益財団法人兵庫県青少年本部
「ひょうご子ども・若者応援団」担当

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号
アスタくにづか1番館南棟3階

TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418

ホームページ <https://seishonen.or.jp>

電子メール ouendan@seishonen.or.jp

